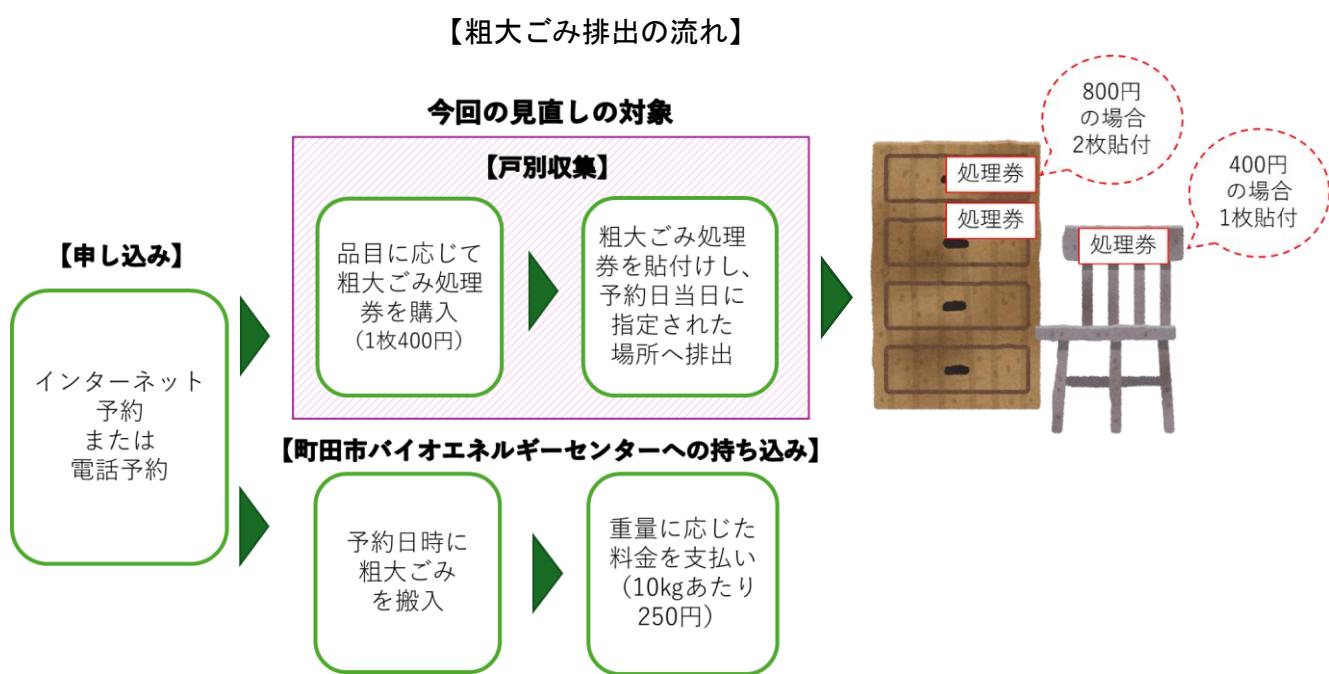


## 粗大ごみ処理手数料の見直しについて

### 1 町田市の粗大ごみの排出方法

町田市では、指定収集袋に入らないもの、または重さが 10kg を超えるものを粗大ごみとしています。

粗大ごみの排出方法は、「戸別収集」と「町田市バイオエネルギーセンターへの持ち込み」の 2 つです。排出の流れは以下図のとおりです。



### 2 粗大ごみ処理手数料の概要

粗大ごみの品目と処理手数料は、「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則」の別表（以下、「規則別表」という。）に定めています。

2010 年 3 月から粗大ごみ処理券方式での戸別収集を開始し、品目ごとの処理手数料を設定しましたが、それ以降見直しは実施していません。

### 3 見直しの背景

近年、ライフスタイルの変化に伴い、ソファやマットレス、テレビ台など、大型化・重量化した粗大ごみが増加し、粗大ごみの実態と手数料がそぐわない状況が発生しています。また、折りたたみ自転車やロフトベッドなど、規則別表に記載されていませんが、繰り返し排出される品目も増えてきました。

さらに、一部の品目については、町田市の処理手数料が他市の3分の1になるなど、他市との料金差が拡大しています。

こうした状況を踏まえ、戸別収集における粗大ごみ処理手数料の見直しを行う必要があります。

### 4 見直しの方向性

- (1) 粗大ごみの大きさや重さに即した手数料区分を定めます。
- (2) 規則別表に定めていない品目の扱いを検討します。
- (3) 他市との均衡を図ります。

### 5 手数料見直しのスケジュール

|        |           |                         |
|--------|-----------|-------------------------|
| 2025 年 | 11 月 10 日 | 廃棄物減量等推進審議会で見直しの概要説明    |
| 2026 年 | 2 月       | 廃棄物減量等推進審議会に手数料改定について諮問 |
|        | 5 月       | 廃棄物減量等推進審議会で手数料改定について答申 |
|        | 6 月       | 規則の一部改正について周知           |
| 2027 年 | 1 月       | 手数料改定実施                 |